

## 船橋市物品調達指名業者選定基準

(目的)

第1条 物品調達の指名競争入札等に係る指名業者（以下「指名業者」という。）の選定に関する事務の取扱いについては、この基準に定めるところによるものとする。

(指名業者の等級による金額制限)

第2条 指名業者の選定に当たっては、次表左欄の等級の業者は、右欄に掲げる設計額の案件の場合に選定できるものとする。

等級	設計額
A	制限なし
B	300万円未満
C	80万円以下

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、下位の等級に格付された業者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術を必要とするとき。
- (2) 災害時等、特に緊急を要するとき。
- (3) 主として既に契約しているものと密接な関連のあるとき。
- (4) 特殊な物品を調達するとき。
- (5) 県外において物品を調達するとき。
- (6) 等級区分に対応する有資格者が不足するとき。
- (7) その他必要があると認めるとき。

(指名業者の選定数)

第3条 指名業者の選定に当たっては、次表左欄の設計額に応じ、右欄に掲げる数の業者を選定するものとする。

ただし、前条第2項各号に掲げる理由により同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

設計額		指名業者数
30万円以上	50万円以下	2者以上
50万円超	100万円未満	3者以上
100万円以上	500万円未満	4者以上
500万円以上	1,000万円以下	5者以上
1,000万円超		6者以上

(指名業者の選定)

第4条 指名業者の選定に当たっては、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に考慮するものとし、市外業者については物品調達の内容により選定するものとする。

2 前項の規定により業者を選定する場合には、次の各号に掲げる事項を勘案する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 納入実績並びに当該物品に係る販売、製造実績
- (4) 物品調達能力並びに物品製造、印刷等に係る技術的適正
- (5) 手持の状況
- (6) 地理的条件

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。